

第4部 計画の推進に向けて

本計画が市民・事業者・市の各主体に浸透し、継続的な改善を繰り返しながら「望ましい環境像」の実現に至るよう、次の視点を基に推進します。

1. 全員参加の体制づくり及び推進体制の強化
2. 進行管理手法の検討

第1章 全員参加の体制づくり及び推進体制の強化

第1節 全員参加の体制づくり

本計画が扱う問題は、人々の日常生活や事業活動に深く関わっています。そのため、市民・事業者・市は、それぞれが主体としての自覚を持ち、環境への負荷を低減することに取り組まねばなりません。

望ましい環境像実現のためには、市の各部局が協力するとともに、市民・事業者・市の各主体が問題解決のために協力し、合意形成のもとに適切に効率よく施策を推進していくことが必要です。

1. 情報の収集・提供と共有化

長期的、科学的な視点のもとで環境施策を計画的に推進するためには、環境関連情報を市民・事業者・市で共有するシステムの構築が重要です。特に、社会動向などを踏まえつつ各種の環境施策の立案・実施を行う際、また資源を利用する際に環境への配慮を適切に行うためには、各主体が都市・快適環境、生活環境、地球環境など各分野における環境情報を広く収集し、相互に提供できるように整備し、活用することが必要です。今後、市は環境関連情報を管理する機関と協力、調整を図りながら、各種の環境情報やデータの統一化、相互利用体制の整備に努めるとともに、できる限りわかりやすい形で提供します。

2. 環境教育・環境活動の支援

市民・事業者・市がそれぞれの取り組みを推進するためには、各主体が環境への関心や環境の現状、人間と環境との関わりについて正しい認識を持ち、日常生活や社会活動での具体的行動に結びつけていくことが重要です。

そのためには、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、家庭・学校・地域・職場・野外活動の場など、様々な場において互いに連携を図りながら、環境教育・環境学習を総合的に推進することが重要です。また、学んだ事柄を効率よく地域の活動に生かしていく仕組みづくりも必要です。現在、それぞれの個性や知識を生かして地域の問題を解決するための活動をしている人たちがいます。こうした人材を活用するための登録制度を充実させ、新たな団体の育成や活動の支援を積極的に進めます。

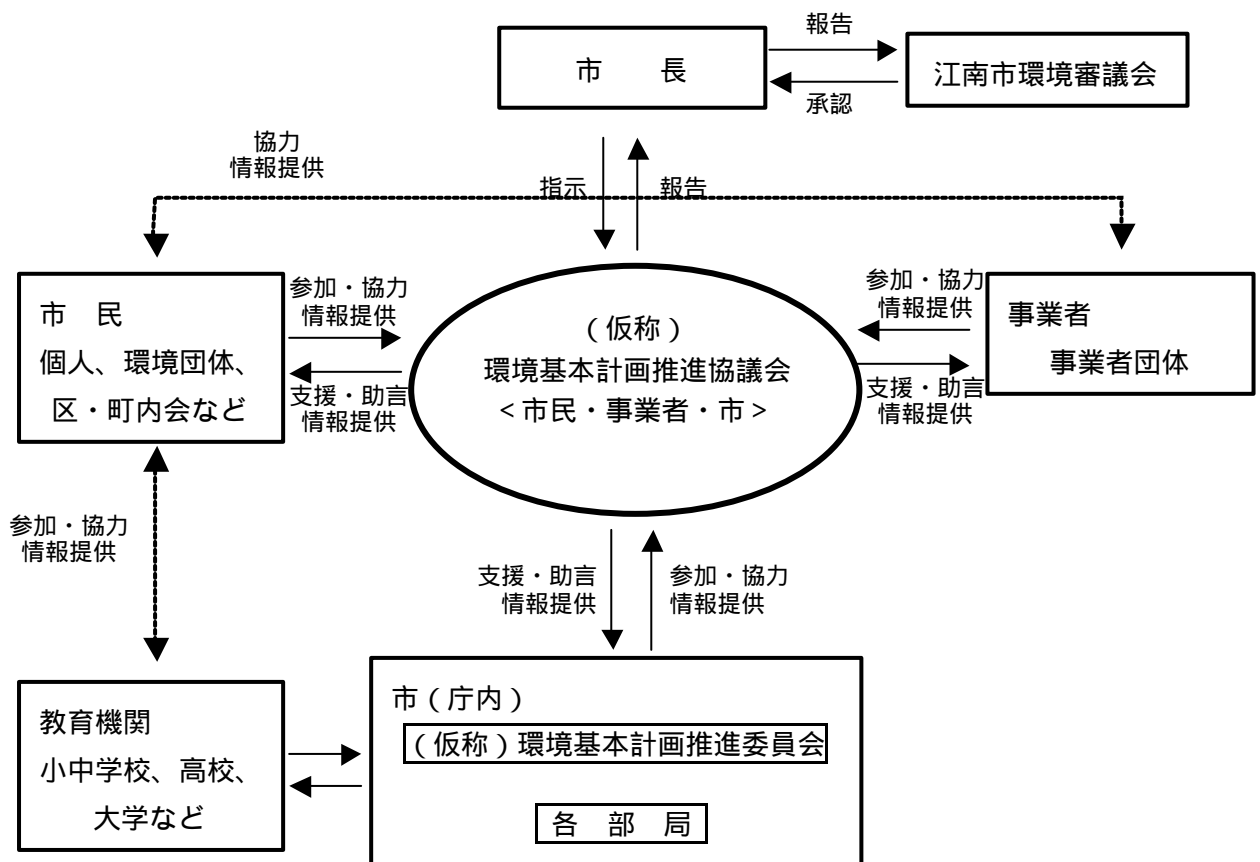
第2節 推進体制

本計画を推進するため、市民・事業者・市（必要に応じて関連する行政機関を加える）の代表者から構成される（仮称）「環境基本計画推進協議会」を設置します。（仮称）「環境基本計画推進協議会」は本計画の推進の主たる組織として、本計画の推進状況の把握、実行上の課題の整理、課題の改善方法の検討、互いの取り組み状況の確認を行い、その後の各主体の取り組みに反映させていきます。

なお、市の取り組みについては、庁内各部局において施策を実施するほか、現在の「環境基本計画策定委員会」を基にした（仮称）「環境基本計画推進委員会」を設置し、施策の進捗状況の把握、部局間の調整などを行うことによって推進します。

第3節 環境審議会

「環境基本条例」に基づき設置された環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。



推進体制

第4部 計画の推進に向けて

第4節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた取り組みのうち、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民・事業者・市の連携のもとに計画策定後取り急ぎその推進を優先的に図っていきます。重点的取り組みを以下に示します。

- (1) 豊かな水辺の整備に向けた取り組み
- (2) 循環型社会形成に向けた取り組み
- (3) 地球温暖化の防止に向けた取り組み
- (4) 環境保全に関心と責任を持つ人を増やす取り組み

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民・事業者との連携により効果的に施策を進めます。

なお、中・長期的には、施策の進捗状況のチェックをもとに、（仮称）「環境基本計画推進協議会」において優先的に推進を図る必要のある取り組みについて検討し、新たな重点的取り組みを定めます。

豊かな水辺の整備に向けた取り組み

市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・親水機能を高めた河川・用排水路や遊水池などの改修・整備 ・水と緑のネットワーク化 ・木曽川沿いの雑木林などの保全 ・河川・用排水路の生物の生息状況の調査 ・公共下水道整備の推進 ・河川・用排水路の水質の調査 ・生活雑排水対策の推進 ・事業活動などにおける排水対策の推進
市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活雑排水対策の推進 ・河川の清掃活動への参加
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策の推進 ・河川の清掃活動への参加



循環型社会形成に向けた取り組み

市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出さない生活様式の定着の推進 ・“ごみ減量「^{ユウナン}57運動」”の継続 ・リユースの推進 ・ごみ分別の強化及びリサイクルの推進 ・再生品の利用推進 ・環境保全活動団体の支援 ・事業者が行う環境保全活動への支援及び指導
市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・“ごみ減量「^{ユウナン}57運動」”の継続
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業においては、リサイクルを製造の段階から組み入れた生産体制の整備 ・寿命の長い製品、ごみになりにくい製品の製造・販売 ・「ごみ減量化計画」の作成及び実施

地球温暖化の防止に向けた取り組み

市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用の削減 ・公用車の低公害車への転換の推進 ・地球温暖化防止対策行動計画の策定 ・省エネルギー行動に関する情報提供 ・新エネルギーの導入及びエネルギーの有効利用の推進
市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車や公共交通機関の利用 ・環境家計簿の導入
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の走行量の削減 ・省エネルギー型機器の導入

環境保全に関心と責任を持つ人を増やす取り組み

市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の充実 ・人材の育成と活用 ・地域と小中学校との連携強化 ・各種事業・計画への市民参加の推進 ・環境に関わる情報収集と公開の推進 ・環境保全活動団体の支援 ・事業者が行う環境保全活動への支援及び指導 ・各種団体間・自主サークル間・NPO間などの連携の強化
市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育活動への積極的な参加 ・各種事業・計画策定に関わる会議などへの参加
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座への社員の積極的な参加 ・各種事業・計画策定に関わる会議などへの参加

第4部 計画の推進に向けて

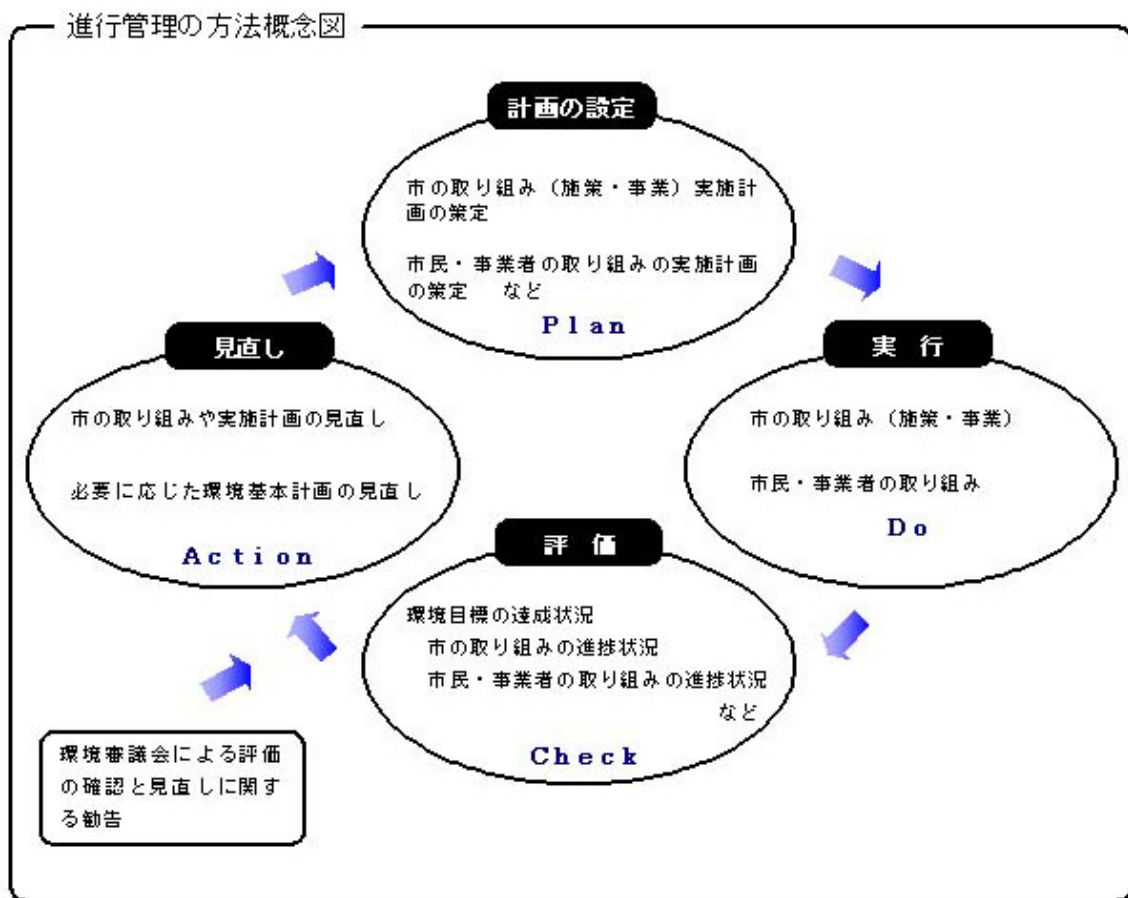
第2章 進行管理の手法の検討

第1節 進行管理の方法

1. P D C Aサイクル

本計画の進行管理は、先に示した（仮称）「環境基本計画推進協議会」において行うものとし、環境マネジメントシステムの考え方（P D C Aサイクル）を基本とした計画の進行管理を行います。

P D C Aサイクルの概念を以下に示します。



2. 評価方法

前ページに示したサイクルのうち、特に評価（C（check））は進行管理のうえで重要であり、以下の手法を用いて、本計画の進行をチェックします。

環境目標の達成状況

環境目標達成の評価は長期的には環境に関する市民アンケートを用いて判断を行います。また、短期的には各施策の進捗状況や市民・事業者の取り組みの進捗状況などから判断します。

具体的な項目（各施策など）の達成状況

市が行う具体的な取り組みや市民・事業者が行う取り組みについては、指標及び目標値を検討し、その達成状況が市民にわかりやすいものとして示します。その指標及び目標値を次ページに示します。

第4部 計画の推進に向けて

指標及び目標値

環境目標	指標	目標値 (平成23年度)	現況 (平成12年度)
きれいな水と身近な緑があり、やさしさとゆとりのあるまち	水辺の利用率を高めます		「日常的に利用する水辺」に対し、「特にない」が45%、「河川敷」24%、「堤防道路」21% [平成12年度環境に関する市民アンケート調査結果による]
	木曽川の河川クリーン作戦の参加者数	参加者 2,000名以上	1回実施、参加者数 624名 [平成13年度]
	1人当たりの都市公園面積	6.0m ² 以上	2.1m ² [平成13年9月現在]
	鳥類・魚類の定点観測を早期に実施し、その種数を維持します		調査実績なし
	多自然型工法による河川整備の延長距離	青木川 860m 般若川 300m	青木川(整備中)
	都市計画道路の歩道整備率	75%	64.6% [平成13年3月末現在]
	「人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に沿って、公共施設を整備します		一部施設が整備済
	まちの景観に対する満足度を向上させます		満足度 5点満点中 2.59 [平成12年度環境に関する市民アンケート調査結果による] : 算出方法は、欄外参照
ごみの減量化やリサイクルが進んだ、公害のない健康で安心して暮らせるまち	ごみ排出量	家庭系 686g/人・日 以下 事業系 4,779t/年 以下	家庭系 686g/人・日 事業系 4,779t/年 : 家庭系のごみ排出量には、資源ごみが含まれる 事業系ごみ量は環境美化センターへの搬入分
	家庭用生ごみ処理機器設置費補助基数	4,500基	1,541基 [平成13年3月現在]
	ごみの資源化率	30%以上 (資源ごみ量 8,000t/年) 行政区域内人口 106,600人 (ごみ処理基本計画より)	24.2% (資源ごみ量 6,015t/年) 行政区域内人口 98,099人 [平成12年4月1日]
	リサイクルバンクの年間成立件数	160件	104件 : 「求めます・譲ります」のそれぞれの合計が 214件
	大気汚染に係る環境基準の達成を目指します		二酸化硫黄と光化学オキシダントが環境基準に適合していない
	水質に係る環境基準の達成を目指します		14地点中 13地点で BOD が環境基準に適合していない(行政目標として定めた河川を含む) [平成13年3月現在]
	下水道普及率 (= 処理人口 / 行政人口)	27.4%	0% : 平成14年度より一部供用開始

指標及び目標値

環境目標	指標	目標値 (平成23年度)	現況 (平成12年度)
ごみの減量化やリサイクルが進んだ、 公害のない健康で安心して暮らせるまち	浄化槽全体に占める合併処理浄化槽の割合	32.0%以上 全浄化槽基数 15,230 基 合併処理浄化槽 4,890 基	11.0% 全浄化槽基数 16,028 基 合併処理浄化槽 1,788 基 [平成13年3月現在]
	騒音に係る環境基準の達成を目指します		・航空機騒音は夏季が環境基準に適合していない ・道路交通騒音はいずれの時間帯も環境基準に適合している ・環境騒音では、全20地点すべてが環境基準に適合している [平成12年度]
青い地球を次の世代につなぐまち	1人当たりの二酸化炭素の排出量	1.56 t-C/人・年 :平成2年度(1990年) から6%削減	1.96t-C/人・年[平成11年度] :平成2年度(1990年)は 1.66t-C/人・年
	公用車の低公害車の導入率	50%	2% 低公害車:2台 公用車:121台 [平成13年度]
	雨水貯留施設設置数及び容量	設置数:11箇所 容量:25,830m ³	設置数:9箇所 容量:22,830m ³ [平成13年3月現在]
	公共下水道への接続に伴い、不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方への費用負担の補助を推進します		
	雨水浸透柵の設置基数	年間350基 累計5,960基	年間227基、累計2,113基 :設置基数は、補助金申請による把握。なお設置基数の累計は補助制度開始の平成5年度から
もつまち 安全に関する心と責任を すべての人々が環境	生涯学習における環境に関する講座を充実させます		
	こどもエコクラブ登録数及び会員数	10団体(10校) 1,000人	1団体(1校) 199人 [平成13年9月現在]
	環境保全活動に取り組んでいる個人や団体、事業者の人材ネットワークの形成を目指します		

< 環境に関する市民アンケートによる満足度の求め方 >

- (「満足している」回答数) × 5点
- (「どちらかという満足している」回答数) × 4点
- (「ふつう」回答数) × 3点
- (「どちらかという不満である」回答数) × 2点
- (「不満である」回答数) × 1点
- (「わからない」回答数) × 0点

$$\frac{\text{合計得点}}{\text{有効回答数}} = \text{満足度}$$

第4部 計画の推進に向けて

第2節 年次報告

本計画に掲げた目標の達成状況などに関して、年次報告を行います。年次報告書には、環境の現況や施策の取り組みの状況などを掲載し、本計画の進捗状況を市民に公開します。